

ID: 212

担当部署: 都市整備課

| | | | |
|--|-------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 流水占用料等の還付承認 | | |
| 例規名 根拠条項 | 高根沢町準用河川占用料徴収条例 第5条ただし書 | | |
| 例規番号 | 令和4年条例第4号 | | |
| 【基準】 第5条の規定による。 (流水占用料等の不還付) 第5条 既に納付した流水占用料等は、還付しない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 | | | |
| 標準処理期間 | 15日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和7年3月27日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |